

## 取引適正化・料金透明化に向けた行動指針

菖栄ライフ株式会社は令和6年4月2日公布の液化石油ガス法に明文化された「取引の適正化・料金透明化」に関する省令及びガイドライン等の内容を真摯に受け止め、改めて以下の行動指針に基づきLPガスの販売を行います。

### 《自主取組宣言》

#### 1. お客様との信頼関係の構築

弊社は、保安の確保、安定供給を図りながら、お客様の不利益となるような営業活動はせず、お客様のニーズに合った生活提案を行います。特に以下に掲げる3点の規制に関して留意し厳守することで、お客様との信頼関係の構築に努めます。

##### ① 過大な営業行為の制限

・ 正常な商慣習を超えた利益供与や、LPガス事業者の切替を制限する契約凍結等を行いません

##### ② 三部料金制の徹底

・ LPガス料金の透明化を図るため、基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）に移行いたします。

##### ③ LPガス料金の情報提供

賃貸住宅のLPガス料金については入居希望者、オーナー様、不動産管理会社様等を通じ情報提供と事前提示するよう努めます。

#### 2. その他の関係者との信頼関係の構築

・ 弊社はお客様との信頼関係の構築に不可欠な自社従業員の教育を継続的に実施するとともに全ての関係者に対して、液化石油ガス法の遵守と周知、説明を行うことで信頼関係の基盤及び管理体制を構築いたします。

#### 3. 社会への貢献

・ 弊社はLPガスの社会的重要性と役割を再認識した上で、防災、減災を視野に入れた安定したLPガス供給とお客様のニーズに則した省エネ機器の提案、設置を行うことで、自らの事業の維持、発展を図り、併せて事業活動を通じて脱炭素社会の実現に貢献するよう努めます。

令和6年6月20日  
菖栄ライフ株式会社